

平成 28 年度

上天草・宇城水道企業団
水道用水供給事業会計予算書

平成28年2月3日 原案可決

上天草・宇城水道企業団

議会議長 河野 一郎

上天草・宇城水道企業団

平成 28 年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成 28 年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 受水団体	宇土市 宇城市 上天草市 天草市
(2) 年間総給水量	7,683,250 m ³ (365日)
(3) 1日責任給水量	21,050 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	1,150,979 千円
第1項 営業収益	790,294 千円
第2項 営業外収益	360,682 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,205,203 千円
第1項 営業費用	1,094,848 千円
第2項 営業外費用	105,351 千円
第3項 特別損失	4 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,353,124千円は、過年度損益勘定留保資金 1,353,124千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	70,608 千円
第1項 企業債	1 千円
第2項 補助金	70,605 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円
第4項 負担金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,423,732 千円
第1項 建設改良費	218,628 千円
第2項 企業債償還金	205,104 千円
第3項 投資有価証券	1,000,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企業債	千円 1	証書借入	5.0 %以内 (ただし、利息見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮、もしくは繰り上げ償還又は低金利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,135 千円
- (2) 交際費 100 千円

(たな卸し資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,050千円と定める。

平成 28 年 2 月 3 日提出

上天草・宇城水道企業団

企業長 元 松 茂 樹